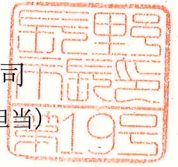




6建指第15号
令和6年4月5日

公益社団法人 長野県建築士会ながの支部 あて

長野市長 荻原 健 司
(建設部建築指導課・建築防災担当)



市の補助制度等を活用した住宅・建築物の耐震化の支援について（依頼）

陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、市の建築指導行政につきまして格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、市では今後予想される地震に対して建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体と財産を守ることを目的として長野市耐震改修促進計画を定め、耐震化の促進を図ってきているところです。

今年度も、建築物の耐震化をより一層促進させるため、過年度の耐震診断受診者に対して再度フォローアップを行うなど耐震化の必要性を改めて啓発していくとともに、代理受領制度を設け、耐震改修工事費に対する補助金を市から直接施工業者に支払うことで、所有者が改修費用を用意する際に係る金銭的負担を軽減するなど、耐震改修を行いやすくする取り組みや安価な耐震改修工法の周知に一層取り組んでまいります。

つきましては貴支部並びに貴支部会員の皆様には、市の補助制度等を積極的に活用した住宅・建築物の耐震化、資産として次の世代に継承される安全で質の高い住宅・建築物づくりに、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、令和6年度は耐震改修等の補助制度拡充を行っています。本年度における市の補助制度等の概要を添付いたしますので、貴支部会員の皆様へご周知いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

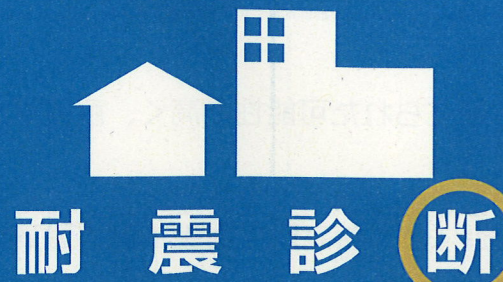
担当：建設部 建築指導課 建築防災担当
(課長補佐) 水野 洋海 (係長) 宮下 健
(技師) 阿部 祐介 (技師) 尾町 光穂
電話：026-224-6753

令和6年度緊急措置(※赤字部分は令和6年度限定)

■補助制度等の概要■

建物の区分	耐震診断補助	耐震改修工事補助	
		通常補助	長野県上乘せ
木造一戸建て住宅	<p>耐震診断士派遣(無料)</p> <p>▼対象/以下の3項目全てに該当する住宅</p> <p>○昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅</p> <p>○在来軸組構法の木造住宅(平屋または2階建て)</p> <p>○長屋及び共同住宅以外の個人が所有する住宅</p>	<p>改修工事費の5分の4以内 (1戸150万円まで) (賃貸住宅を除く)</p>	<p>耐震改修後の評点1.0以上の場合 1戸50万円 (※補助額の合計が工事費を超える場合、上限は工事費と同額まで)</p>
非木造一戸建て住宅	<p>耐震診断費の3分の2以内(1戸14万円まで)</p> <p>▼対象/木造在来軸組構法(平屋または2階建て)以外の住宅で、個人所有の一戸建て住宅</p>		
分譲マンション・賃貸共同建て住宅	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟180万円まで)</p> <p>▼対象/区分所有者が存する分譲マンションや、民間事業者などが所有する賃貸住宅</p>	<p>改修工事費の2分の1以内 (1戸150万円まで) (賃貸住宅を除く)</p>	<p>長野県上乘せ補助詳細については、長野県建築住宅課までお問い合わせください。</p>
特定既存耐震不適格建築物	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟180万円まで)</p> <p>▼対象/幼稚園、学校、病院、福祉施設、ホテル、物品販売店舗、事務所、工場などで一定規模以上のもの</p>		
緊急輸送道路等沿道建築物	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟300万円まで)</p> <p>▼対象/地震災害時、建物の倒壊により緊急輸送道路をふさが恐れのある、一定以上の高さの建築物</p>		

※無料耐震診断・補助の対象にならない住宅もありますので対象になるか判断できない場合は事前に建築指導課建築防災担当までお問い合わせください。
 ※耐震改修工事の補助対象や条件等、詳細については建築指導課建築防災担当までお問い合わせください。
 ※予算の範囲内での補助になるため、年度途中で申し込み受理を終了する場合があります。



耐震診断

最大補助額

令和6年度
限定

増額

* 予算がなくなり次第終了します

令和6年度 緊急措置

元日に発生した能登半島地震では多くの建築物が被害を受けました。

鉄筋コンクリート造のビルが倒壊し、大切な人命が損なわれるだけでなく、道路を塞いでしまうなど災害後の救命活動等にも大きな影響を与えました。

今回の被害を受け、市では特定建築物および非木造住宅等の耐震診断を促進するための緊急措置を行います。

■ 補助対象

特定既存耐震 不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物

補助額 120万円 → **180万円** (上限)

上記のうち、緊急輸送道路沿のもの
(通行障害建築物であること)

補助額 200万円 → **300万円** (上限)

ともに、診断に要する費用の3分の2以内の額

※そのほか諸条件あり

裏面も
ご覧ください

非木造 住宅

非木造住宅

補助額 9万円 → **14万円** (上限)

診断に要する費用の3分の2以内の額
※そのほか諸条件あり

例年の
1.5倍
補助

詳しくはこちら

特定 緊急輸送 非木造



■ 期間：令和6年度（1年間）

受付開始：令和6年4月1日～

対象事業：令和7年1月31日までに診断完了

および実績報告が提出できるもの

■ その他

● 補助対象は、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物に限ります。

● 補助金交付決定後に行う、契約及び診断のみが対象です。

詳細は市HPもしくは問い合わせ先まで

お問い合わせは

～ 窓口相談も行っていますので、お気軽にご相談ください～

長野市 建築指導課 建築防災担当(第二庁舎7階)

〒380-8512長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話：026-224-6753 FAX：026-224-5124

■ よくある質問

① 特定既存耐震不適格建築物とは何ですか？

昭和56年5月31日以前に建てられた建築物は旧耐震基準で建てられた可能性が高く、耐震性が不足する場合があります。

中でも、一定規模以上の建築物や不特定多数の方が利用する建築物は、災害時に周囲に与える影響や利用者に対する影響が大きいことから、耐震改修促進法上、**特定既存耐震不適格建築物**と位置付けられています。

例えば、事務所ビルであれば、階数3以上かつ面積1,000平方メートル以上が該当します。

どんな用途・規模の建築物が該当するかは長野市HPに掲載されている一覧表で確認できます。

※表面QRコードから、アクセスできます。

② 緊急輸送道路とは何ですか？

道路のうち、地震災害時に救急消防活動や物資輸送等を円滑に行うため、通行を確保すべきものとして指定された道路です。

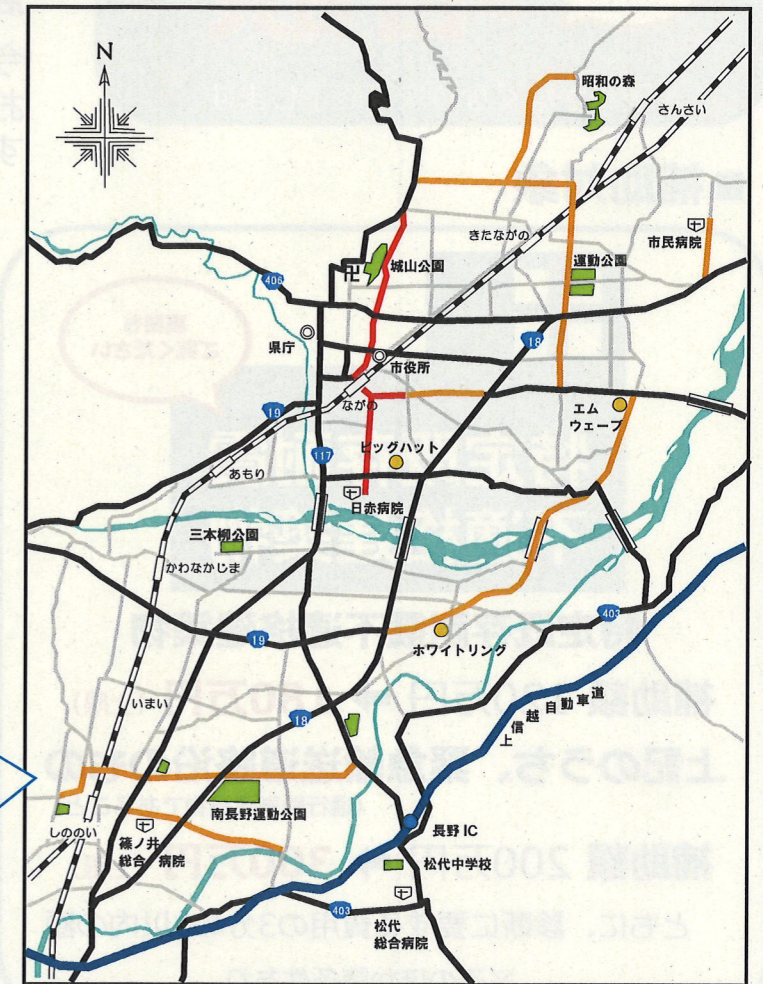
道路に向かってビルなどの建築物が倒れると交通が遮断されてしまいます。特に**緊急輸送道路等**が遮断されると災害時の消防活動や救助活動、その後の支援活動に多大な影響を与えます。

下記吹き出し内の道路沿いで、①の建物を所有している場合、耐震性が十分にあるか確認するため、耐震診断を実施しましょう。

道路位置の概要は(⇒)となります。より大きい地図を確認したい場合は長野市HPをご覧ください。

※表面QRコードから、アクセスできます。

- 長野県地域防災計画に定める「緊急輸送道路」(県指定の道路)
- 上記のうち高速道路(県指定の道路)
- 長野市地域防災計画に定める緊急活動用道路のうち、災害拠点施設を連絡するものとして指定する「避難路」(市指定の道路)
- 「建築物集合地域通過道路」とする避難路(市指定の道路)



③ 診断対象になる非木造住宅とは何ですか？

以下のすべてに該当するものが対象になります。

- ・ 鉄骨造や鉄筋コンクリート造(木造以外)で作られた住宅
→ 木造+鉄骨造等の混構造や3階建てもOK
- ・ 長屋や共同住宅以外の、個人が所有する一戸建て住宅

④ 申込みを行う上での注意事項ありますか？

- 申請できる方は対象建築物の所有者等に限りま。
- 市税を滞納している場合、補助対象外となる場合があります。
- 交付決定前に行われた診断は補助対象外になりますのでご注意ください。

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

住宅耐震改修補助制度

補助額最大 150万円

令和6年度限定

*予算がなくなり次第終了します

令和6年度 緊急措置

元日に発生した能登半島地震では多くの木造住宅が被害を受けました。倒壊等により大切な人命が損なわれるだけでなく、道路を塞いでしまうなど、災害後の救命活動等にも大きな影響を及ぼしました。

今回の被害を受け、市では木造住宅の耐震改修を促進するため緊急措置を行います。

■補助金の額

基本額 上限 **150万円**

耐震改修工事費の5分の4以内の額

併用OK さらに耐震改修後の評点1.0以上の場合
長野県上乘せ補助 上限 **50万円**

※補助額の合計が工事費を超える場合、上限は工事費と同額まで

■期間

令和6年度（1年間のみ）

受付開始：令和6年4月1日～

対象工事：令和7年1月31日までに工事完了

および実績報告が提出できるもの

■補助金の申請ができる方

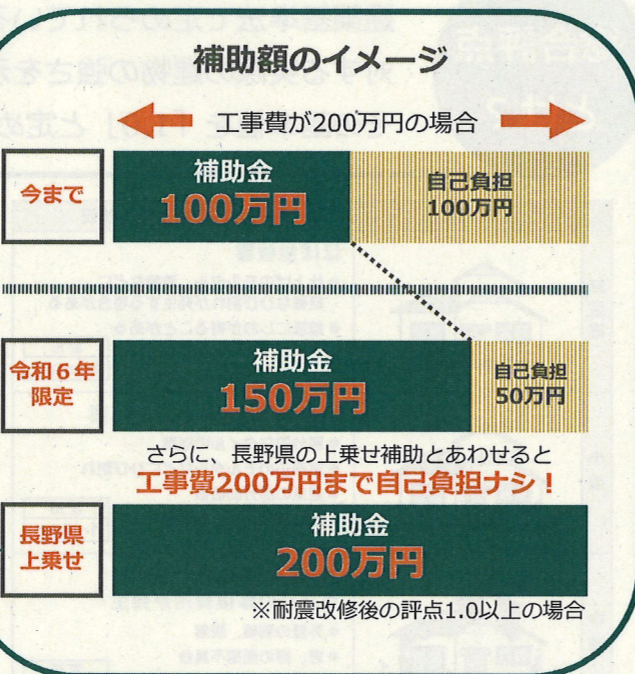
※昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅に限ります。

住宅耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された住宅を所有かつ、居住している方（賃貸住宅を除く）

所有者の前年の収入金額が、給与所得のみの場合1,442万円以下の方（その他の所得がある場合は所得金額の合計が1,200万円以下の方）

その他制度：
前年度の所得が200万円以下の方のうち、従前の補助制度のほうが手厚い補助となる場合（概ね工事費142.75万円以下）は、引き続き従前の補助制度をご利用いただけます。

※諸条件あり 別途お問い合わせください。



ご注意ください!

下記の場合、補助を行うことができませんのでご注意ください。

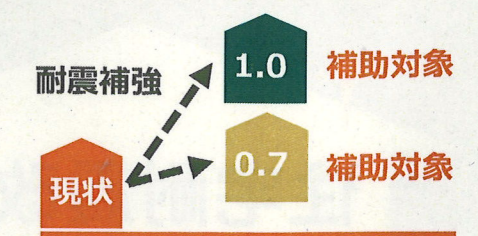
- 着手済みの工事
- 補助金の交付決定前に契約した工事

詳しくはこちら



■補助の対象となる耐震改修工事

改修工事後の総合評点が工事前の総合評点を上回り、かつ総合評点**0.7以上**になる工事



■耐震改修を行い、建物のグレードアップを!

令和6年能登半島地震では旧耐震基準（1.0未満）の住宅に多くの被害が発生しました。

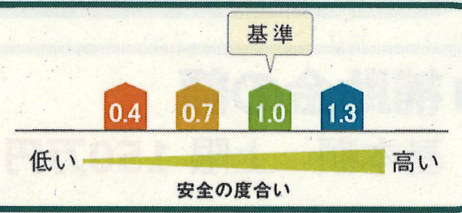
市では、総合評点**1.0以上**に補強することを推奨していますが、総合評点0.7以上に補強する工事でも、補助の対象になります。

仮に、震度6弱の地震と比較した場合、総合評点0.4の建物は倒壊する可能性が高いですが、総合評点**0.7の場合、倒壊まで至る確率は低くなり、外へ避難できる可能性が高まります。**

耐震改修に充てる資金や将来どのくらい建物を使用するかなどを踏まえ、それぞれに合った改修プランを考えましょう。

総合評点とは?

建築基準法で定められている最低限の強さに対する実際の建物の強さを示す数値です。その基準値を「1.0」と定めています。



	被害の様子	修復の可能性と被害状況
無被害		ほぼ無被害 ● 仕上げのモルタル、漆喰などに軽微なひび割れが発生する可能性がある ● 壁紙にしわが寄ることがある 変形 1cm以下
小破		継続使用可・軽微な補修要 ● 部分的なタイルの剥離 ● 窓周辺のモルタルなどにひび割れ ● 壁紙の部分的破損 ● 瓦のずれ、部分的落下 変形 1~5cm
中破		多くの場合避難生活 かなりの修復費用が発生 ● 外壁の剥離、脱落 ● 窓、扉の開閉不具合 ● 内装仕上げの剥離 変形 5~10cm
大破		避難生活・修復困難 ● 内外装の激しい剥離 ● 大きな柱の傾き ● 窓、扉の損壊 ● 余震による倒壊の可能性 変形 10cm以上
倒壊		命を落とす危険性大 ● 室内空間がなくなる ● 近隣への影響大 ● 火災発生の可能性大

※変形 揺れているときに家全体が横方向に変形した大きさを意味します。

長野盆地の西縁断層帯によって、市内の大部分で**震度6強以上**の揺れが起これると予想されています。

倒壊した建物の中に閉じ込められると自力で逃げ出すことは困難です。

身動きが取れない状態で救助を待つのは恐ろしいものです。また、倒壊後の火災に巻き込まれるなどの危険もあります。

ご自身や家族の命を守るためにも、住宅の耐震補強を行いましょう。

震度	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害	1.0 1.3	1.3			
小破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7	1.0	1.3
倒壊			0.4	0.4	1.0 0.7

例：総合評点0.7で6弱の地震が来た場合→大破
総合評点0.4で6弱の地震が来た場合→倒壊

監修・製作：名古屋工業大学 井戸田研究室ほか、パンフレット『木造住宅の耐震リフォーム』より

お問い合わせは ~ 窓口相談も行っていますので、お気軽にご相談ください ~

長野市役所 建築指導課 建築防災担当(第二庁舎7階)

〒380-8512長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話：026-224-6753 FAX：026-224-5124

あなたの家は、地震がきても大丈夫？

木造住宅の 無料耐震診断を 受けましょう

地震大国である日本では、令和6年1月に発生した能登半島地震のような大地震が、いつどこで発生してもおかしくありません。過去の地震では、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建物の多くが倒壊し、多くの犠牲者が出ました。地震による被害を少なくするためには、まずは無料診断を受け、耐震性が不足する場合は耐震改修工事を行いましょう。

あなたの家を守るのは、あなた自身です！



地震災害による死者ゼロを目指して

長野市役所 建築指導課

電話 224-6753 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

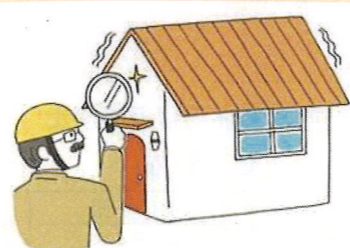
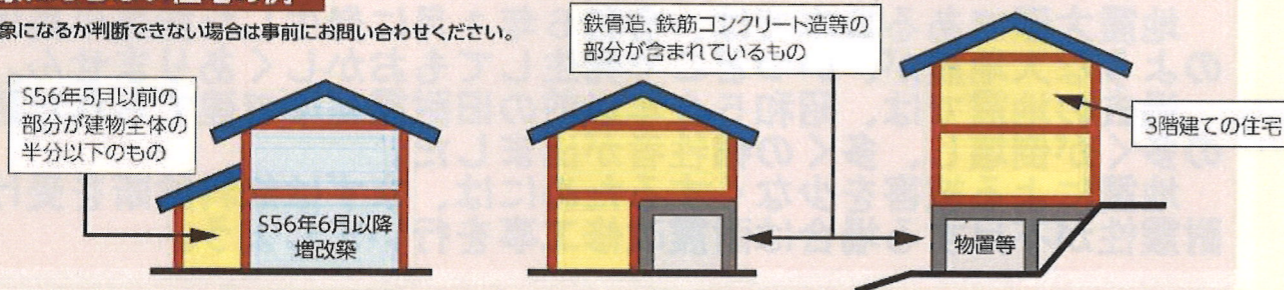
無料耐震診断の申込みについて

次の3点すべてに該当する住宅が対象

- ①昭和56年5月31日以前に建築工事を着手した住宅
※増築をしている住宅は、昭和56年5月31日以前の部分が建物全体の半分以上であれば対象
 ただし、平成17年6月1日以降に増築を行った住宅は対象となりません
- ②長屋及び共同住宅以外の個人が所有する住宅
(店舗等併用住宅は、建物の半分以上が住居であれば対象)
 (賃貸住宅は現に入居しているものがあることが確認でき、所有者(大家)が申し込みをする場合のみ対象)
- ③在来軸組構法の木造住宅で、平屋建てまたは2階建ての住宅
(ツーバイフォー構法、伝統的構法や非木造住宅等は、一般的な情報だけでは診断ができないので対象外)

対象にならない住宅の例

※対象になるか判断できない場合は事前にお問い合わせください。



無料耐震診断を希望する場合は、このパンフレットにある申込書か、長野市のホームページからダウンロードした申込書に必要事項を記入のうえ、建築指導課またはお近くの支所にお申込みください。電子申請の利用もできます。

長野市無料耐震診断

検索

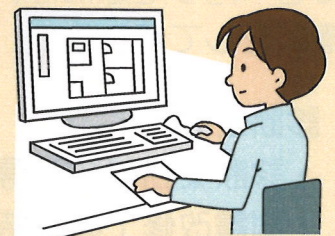
耐震診断ホームページ
二次元バーコード



お申し込みをいただきますと、市から派遣した「長野県木造住宅耐震診断士(裏面参照)」が、無料で住宅の耐震診断を行います。

この住宅耐震診断は、壁の位置や壁量、劣化具合などについて現地調査を行い、その結果をもとに総合評点によって大地震(震度6強~7)に対する住宅の安全性を評価するものです(下表参照)。

診断の結果については、後日、市から「耐震診断報告書」を郵送します。



「総合評点」と「安全性の評点」の目安

総合評点	1.5以上	1.0~1.5未満	0.7~1.0未満	0.7未満
安全性の評点	倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性がある	倒壊する可能性が高い

耐震改修工事の補助制度について

令和6年度 緊急措置

元日に発生した能登半島地震では多くの木造住宅が被害を受けました。倒壊等により大切な人命が損なわれるだけでなく、道路を塞いでしまうなど、災害後の救命活動等にも大きな影響を及ぼしました。今回の被害を受け、市では木造住宅の耐震改修を促進するため緊急措置を行います。



■ 補助金の額

基本額 上限 **150万円**

併用OK 耐震改修工事費の5分の4以内の額

さらに耐震改修後の評点1.0以上の場合
長野県上乘せ補助 上限 50万円

※補助額の合計が工事費を超える場合、上限は工事費と同額まで

■ 期間

令和6年度(1年間のみ)

受付開始: 令和6年4月1日~

対象工事: 令和7年1月31日までに工事完了

および実績報告が提出できるもの

■ 補助の対象となる耐震改修工事

改修工事後の総合評点が工事前の総合評点を上回り、かつ総合評点**0.7以上**になる工事

■ 補助金の申請ができる方

※昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅に限ります。

住宅耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された住宅を所有かつ、居住している方(賃貸住宅を除く)

所有者の前年の収入金額が、給与所得のみの場合1,442万円以下の方(その他の所得がある場合は所得金額の合計が1,200万円以下の方)

その他制度:

前年度の所得が200万円以下の方のうち、従前の補助制度のほうが手厚い補助となる場合(概ね工事費142.75万円以下)は、引き続き従前の補助制度をご利用いただけます。

※諸条件あり 別途お問い合わせください。

ご注意ください!

- 下記の場合、補助を行うことができませんのでご注意ください。
 - ・着手済みの工事
 - ・補助金の交付決定前に契約した工事
- 壁1か所あたりの工事費目安 **20万円前後**
 改修工事以外の工事が含まれる場合、交付決定が取り消される場合がありますのでご注意ください。



「長野県木造住宅耐震診断士」とは…

長野県木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、長野県 木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された建築士の資格を持つ方です。

耐震診断士は、右の登録証を所持しています。お宅へ伺った際には、登録証の提示を求め、身分の確認をしてください。



診断士は、

- ・診断業務で知り得た事項は他にもりません。
- ・耐震改修工事に結びつく営業行為はしません。

安心して耐震診断を受けていただけます。

長野市耐震改修促進計画

本市では、平成 20 年 2 月に「耐震改修促進法」に基づく「長野市耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化に取り組んできました。令和 3 年 4 月の改定では、住宅の耐震化率を令和 7 年度末までに、95%以上とする目標を定め、目標達成のために、さまざまな支援や啓発を行うなど、計画的な耐震化の促進を図っていくこととしました。

無料耐震診断のお申し込みは、下記申込書に必要事項を記載の上、本庁担当課または各支所へお申込みください。
(切り取り線)

様式第 1 号 (第 5 関係)

令和 年 月 日

長野市住宅耐震診断士派遣事業申込書

長野市長 宛

申込者 〒 _____
(所有者)

住 所 _____
(フリガナ)

氏 名 _____
電話番号 _____

私が所有する木造住宅の耐震診断を希望しますので耐震診断士の派遣を、次のとおり申し込みます。
併せて、建築年が不明で建築確認申請台帳でも確認できない場合は、固定資産課税台帳（家屋台帳又は家屋補充台帳）を閲覧することに同意します。

- (1) 所在地 長野市 _____
- (2) 建築年 昭和 _____ 年 _____ 月頃 / わからない
- (3) 増 築 あり (_____ 年頃 _____ 坪くらい) / なし
- (4) 構 造 在来軸組構法 / わからない
- (5) 階 数 平屋建て / 2階建て 地階の有無 有 / 無
- (6) 耐震改修工事の予定時期 令和 _____ 年 _____ 月頃 / 結果により検討する / わからない

電子申請用
二次元バーコード

